

「安間川流域委員会」設置要領

(名 称)

第1条 本会の名称は、「安間川流域委員会」とする。

(目 的)

第2条 委員会は、安間川流域の国土保全、河川の利用、環境保全それぞれの重要度、緊急性、適正を考慮し、地域固有の自然、歴史や文化を生かした個性ある安間川の将来像及び河川整備のありかたについて審議・提言することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、静岡県浜松土木事務所長が委嘱する委員（別表）により構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政および農業水利関係の委員は、職をもって充て、代理出席を認める。

(委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(専門部会)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、委員長が必要と認めた場合にあっては、専門部会を置くことが出来る。

(情報公開)

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りでない。

(事務局)

第7条 委員会及び専門部会の庶務を処理するため、静岡県浜松土木事務所に事務局を置く。

(参考人からの意見聴取)

第8条 委員会は、必要と認める場合、委員以外（参考人）から意見を聴取及び資料の提供を受けることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めるものとする。

(附 則)

この設置要領は、令和7年3月6日から施行する。

(附 則)

本改正は、令和7年12月18日から施行する。

(別表)

安間川流域委員会 委員名簿

区分	専 門	役 職 名 等	氏 名
学識経験者	河川工学	東海大学 名誉教授	田中 博通
	環境(植物)	遠州自然研究会 事務局長	宮崎 一夫
	都市景観	静岡文化芸術大学 <u>名誉教授</u>	寒竹 伸一
	文化財	浜松市博物館 館長	鈴木 一有
	農業水利	静岡県西部農林事務所 農山村整備部長	村越 紳人
地域代表者	地域活動	川や湖をきれいにする市民会議	山下 真人
	自治会	笠井地区連合自治会長	松本 久和
		長上地区連合自治会長	森田 良信
		和田地区連合自治会長	米山 英二
		<u>寺島自治会長</u>	<u>森重 俊彦</u>
地方行政	行 政	浜松市水道事業及び下水道事業管理者	<u>奥家 章夫</u>
		浜松市技術統括監	戸塚 博文
		浜松市都市整備部長	濱田 輝秀
		浜松市土木部長	平井 親一